



広報あんなかに掲載する 子どもの写真を 募集しています

「広報あんなか」に子どもの紹介や成長の記念として、子どもの写真とコメントを掲載しませんか。Eメールにて、応募してください。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



INFORMATION インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,416	21,924	255	278
松井田地域	6,055	6,321	44	68
合計	27,471	28,245	299	346

合計 56,361人 世帯数 24,768 (令和3年5月末日現在)



おしらせ

国民年金からのお知らせ 保険料免除などの申請は 原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります(納付猶予は50歳未満の人が対象)。

免除や納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。ただし、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または納付猶予の承認を受けており継続を希望しなかった人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れます。引き続き免除など

を希望する場合には、7月1日(木)から申請受付を開始しますので、忘れずに(国)保年金課または(国)住民福祉課で申請の手続きをしてください。

特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届出が必要ですよ

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられるようになります。

手続に必要な書類「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(はがき様式)が、65歳になる誕生月の初め頃(1日生まれの人は前月の初め頃)に日本年金機構から郵送されますので、この書類に必要事項を記入し、誕生月の末日(1日生まれの人は前月の末日)までに日本年金機構へ提出してください。

手続が完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらかじめ発行されませんので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

詳しくは、年金請求書に同封されるリーフレットをご覧ください。

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者など)

や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

なお、付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

「付加年金額(月額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数」

国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができます。

付加保険料の納付を希望する人は、(国)保年金課または(国)住民福祉課へお申し出ください。

問合せ

高崎年金事務所

(☎) 027-1322-4299

(国)保年金課医療年金係

(☎) 内線 1116

(国)住民福祉課税務保険係

(☎) 内線 2160